

神子田雨水ポンプ場活性炭交換業務委託

特記仕様書

令和5年度

盛岡市上下水道局
下水道施設管理課

(適用)

- 第1 この仕様書は、盛岡市上下水道局が発注する神子田雨水ポンプ場活性炭交換業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な特記すべき事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。以下、盛岡市上下水道局を「発注者」とし、委託受注者を「受注者」とする。
- 2 この仕様書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、原則として書面により行わなければならない。

(諸法令の遵守)

- 第2 受注者は、本業務の履行にあたり、労働安全衛生法、悪臭防止法、騒音規制法その他関係諸法令を遵守し、適正かつ誠実にこれを履行するものとする。
- 2 受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書等が第1項の諸法令に照らし不適切であった場合あるいは矛盾していることが判明した場合には直ちに発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

(業務概要)

- 第3 受注者は、神子田雨水ポンプ場内にある活性炭吸着塔内の活性炭を詰め替えるものとする。活性炭は中性用、アルカリ性用及び酸性用のものとし、JIS K 1474 試験法で定められた必要硬さのものが95%以上とする。廃活性炭の収集運搬及び処分については、発注者が別途実施する。収集運搬業者と受注者との日程調整を行わなければならない。
- 2 本業務の実施にあたっては、発注者と緊密な連絡を取りながら行わなければならない。

(現場責任者)

- 第4 受注者は、本業務の履行にあたり、当該施設に現場責任者を配置しなければならない。

(契約時及び業務完了時の提出書類)

- 第5 受注者は、契約後速やかに次の書類を作成し、発注者に提出して承認を得なければならない。

なお、提出する書類は、盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について（平成19年3月1日付け18盛契第137号財政部長通知）に定める様式に準ずるものとする。ただし、当該財政部長通知に定めのないものについては、監督員の指示する様式によるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 当初業務工程表届
- (3) 現場責任者通知書
- (4) その他、発注者が必要と認めるもの

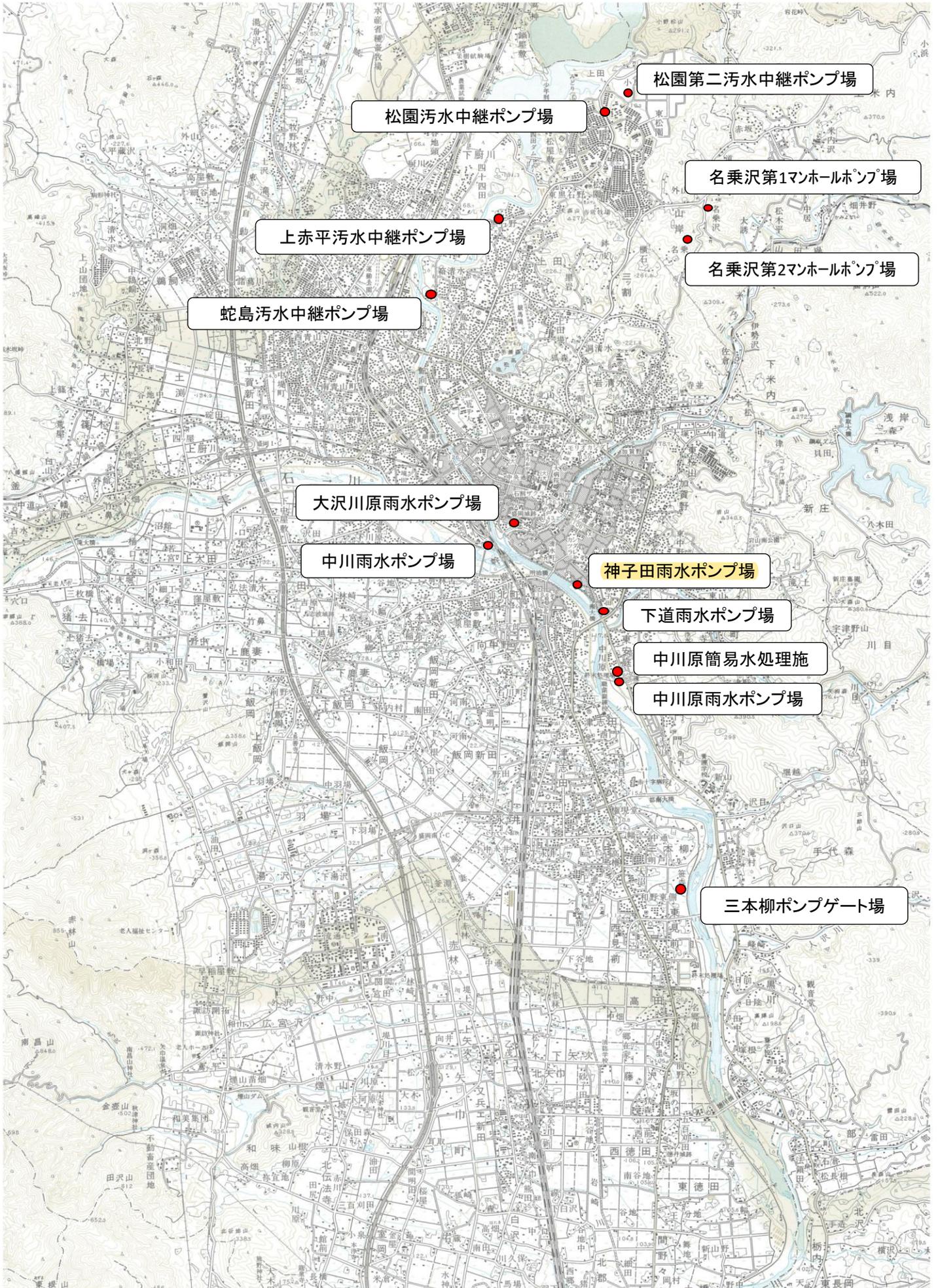
- 2 受注者は、業務が完了したときは、契約書約定第12条の規定による業務完了届とともに、

作業の完了を証する書類及びその他発注者が必要と認める書類を提出しなければならない。

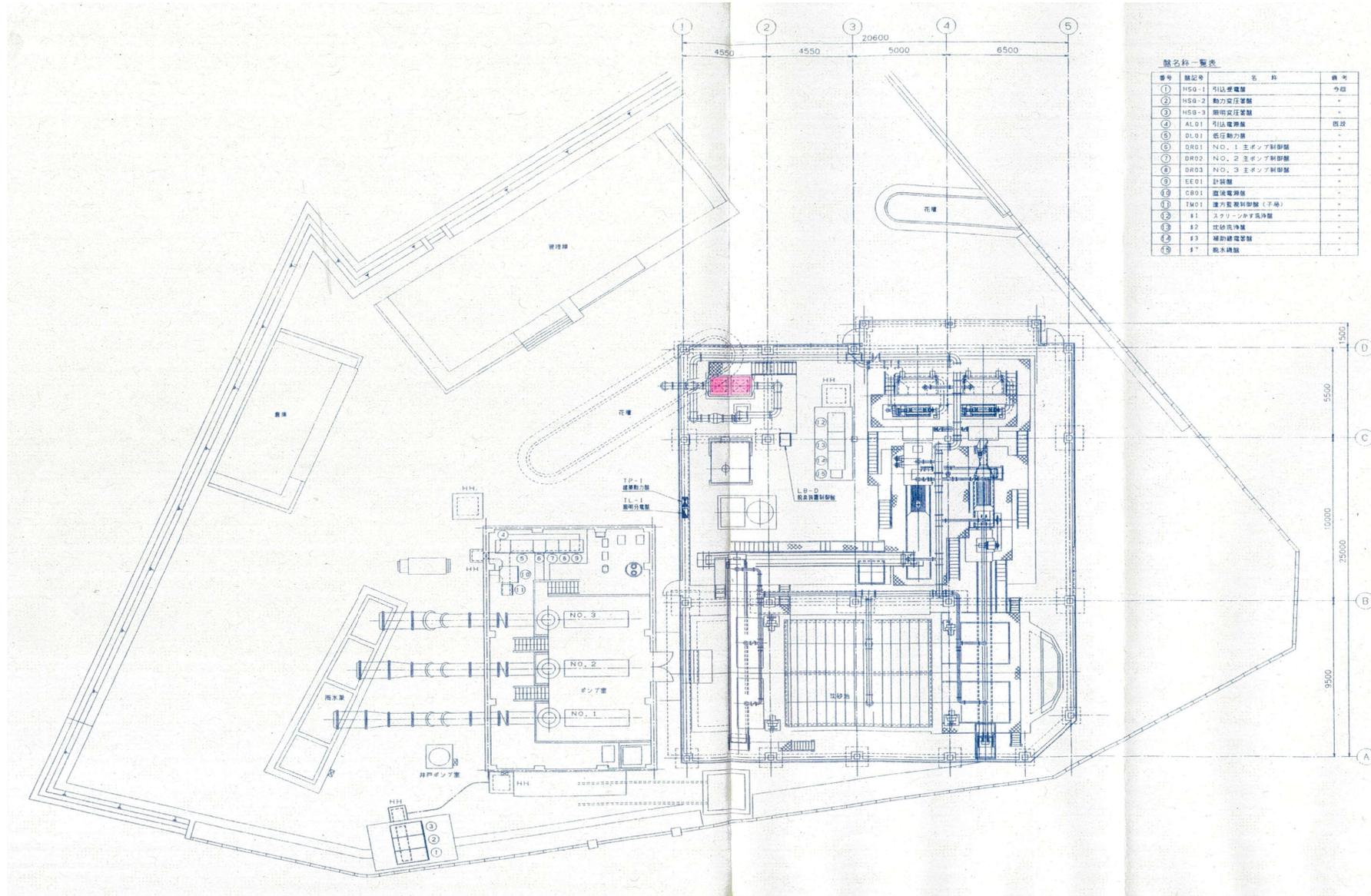
(その他)

第6 この仕様書に定められた以外の事項については、その都度発注者・受注者双方協議の上、対応するものとする。

位置図



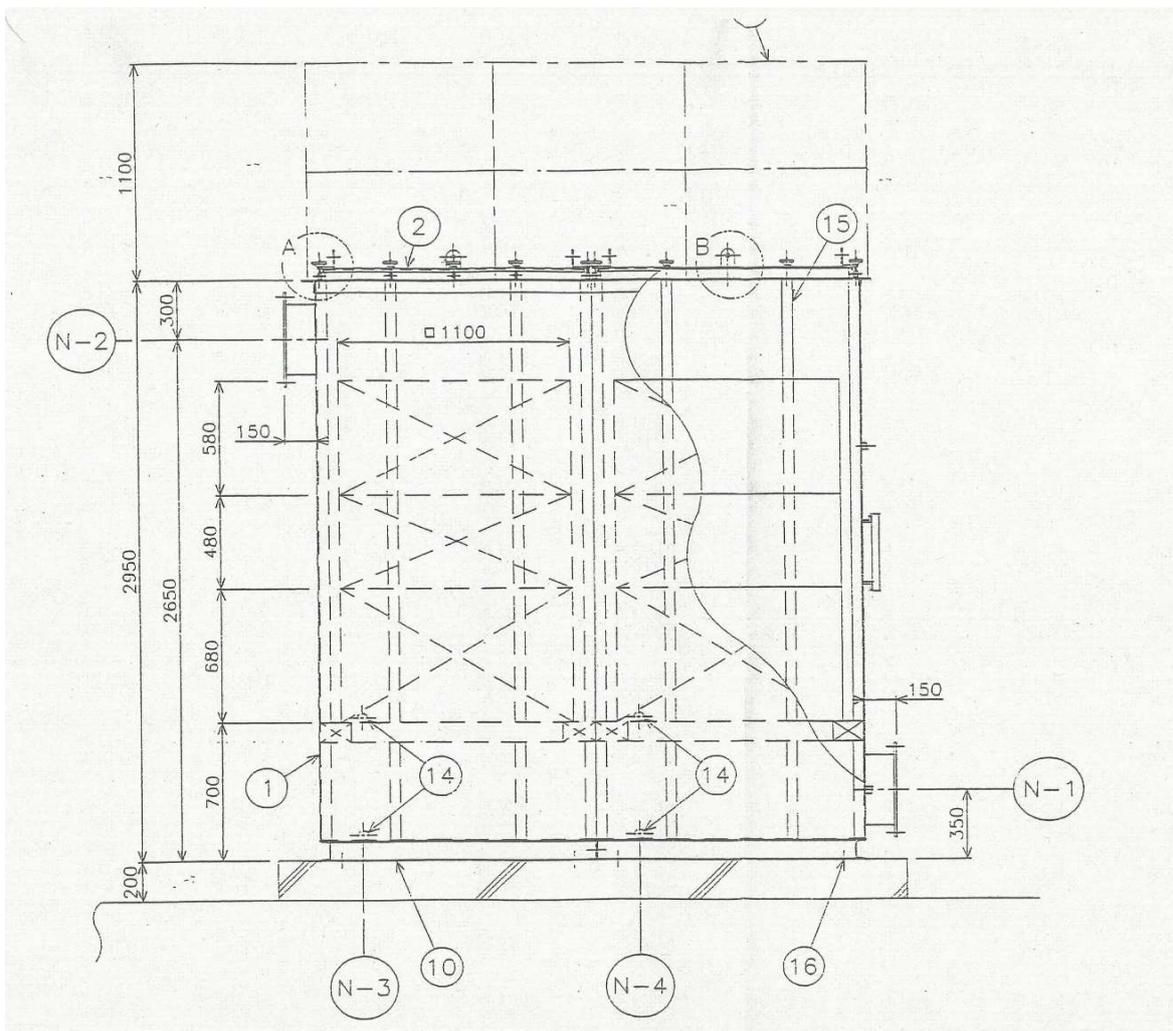
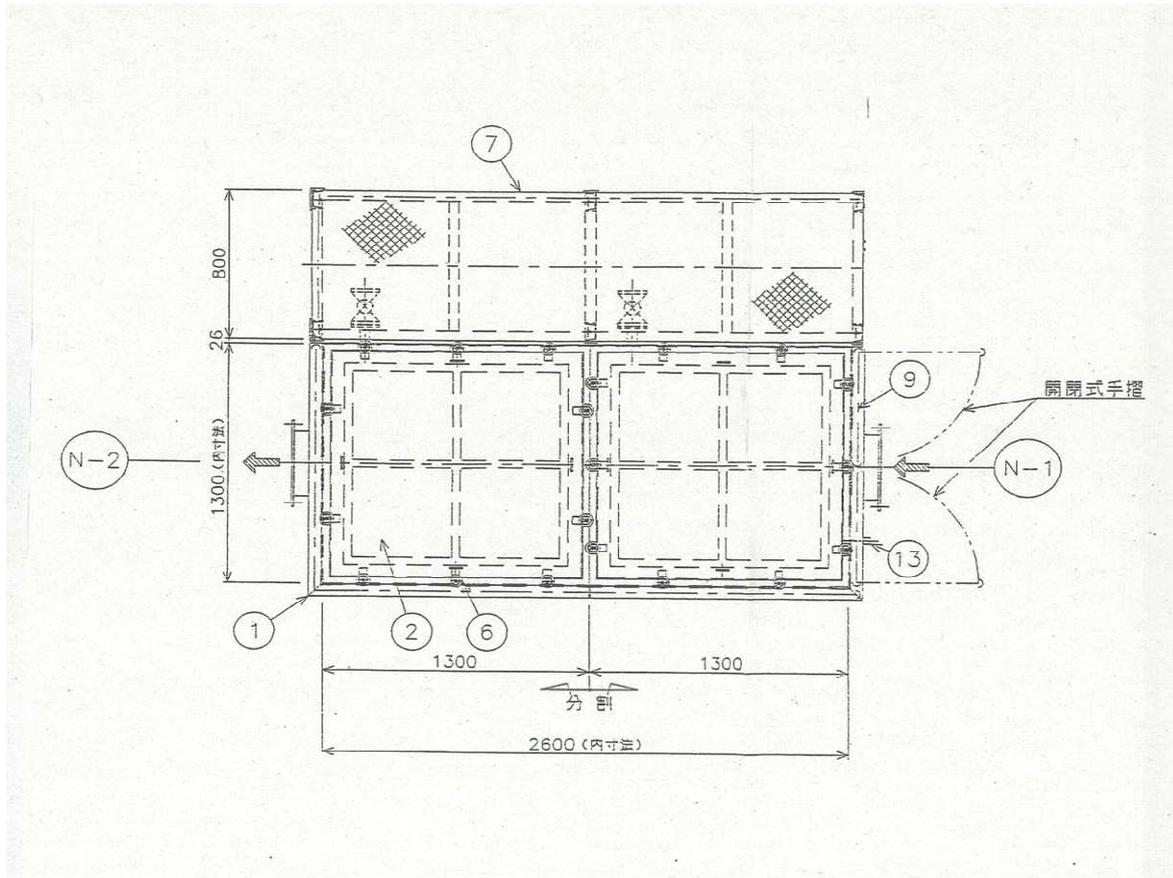
配置図



機名表一覧表

番号	機記号	名称	備考
①	MSB-1	引込変電機	今機
②	MSB-2	動力変圧機	-
③	MSB-3	照明変圧機	-
④	AL01	引込電機	改設
⑤	DL01	低圧動力機	-
⑥	DR01	NO. 1 主ポンプ制御機	-
⑦	DR02	NO. 2 主ポンプ制御機	-
⑧	DR03	NO. 3 主ポンプ制御機	-
⑨	EE01	計装機	-
⑩	CB01	蓄積電機	-
⑪	TM01	遠方監視制御機(子機)	-
⑫	S1	スクリーンホヤ洗浄機	-
⑬	S2	沈砂洗浄機	-
⑭	S3	補助線電機	-
⑮	S7	取水機	-

脱臭塔図面



神子田雨水ポンプ場活性炭交換業務委託

業務委託実施設計書

盛岡市上下水道局下水道施設管理課

